

学校教育における特別活動の意義

—教職科目「特別活動の研究」の実践から—

友野 清文(現代教育研究所 総合教育センター)

はじめに

2015年10月24日付の朝日新聞夕刊に「『特活』世界が注目 学校の掃除・給食 礼儀養う」という記事が掲載された。現在文部科学省は日本の教育を「輸出」しようとしているが、その一つが特別活動である。記事では「特活の特徴は、先生が教えないこと。子どもたちが自分たちで考え、活動する時間だ」と特別活動を位置づけ、エジプトからの視察者のコメントとして「特活では自分たちで考えて行動する力を育てられる。よりよい教育のためには日本の特活が必要だ」と紹介している。



掃除や給食当番などを児童生徒が行うのは日本では当然のこと見なされているが、このような活動は海外ではあまり見られないとされている。このような「輸出」の試みを、改めて「先生が教えない時間」である特別活動の意義を振り返る機会とすることができるのではないかと考える。

本稿で筆者が担当している教職科目「特別活動の研究」の内容を整理し、特別活動についての学生の意識を交えながら、その意義について考えていく。¹⁾

1. 現在の特別活動の課題

本題に入る前に、現在の特別活動の課題について整理しておきたい。

現行の学習指導要領は2008（平成20）年1月の中央教育審議会の答申（「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」）で改訂の方向が示されたものである。そこで、特別活動の改善の基本方針については、次のように示されていた。

- 特別活動については、その課題を踏まえ、特別活動と道徳、総合的な学習の時間のそれぞれの役割を明確にし、望ましい集団活動や体験的な活動を通して、豊かな学校生活を築くとともに、公共の精神を養い、社会性の育成を図るといふ特別活動の特質を踏まえ、特によりよい人間関係を築く力、社会に参画する態度や自治的能力の育成を重視する。また、道徳的実践の指導の充実を図る観点から、目標や内容を見直す。
- 特別活動の各内容のねらいと意義を明確にするため、各内容に係る活動を通して育てたい態度や能力を、特別活動の全体目標を受けて各内容の目標として示す。
- 子どもの自主的、自発的な活動を一層重視するとともに、子どもの実態に適切に対応するため、発達や学年の段階や課題に即した内容を示すなどして、重点的な指導ができるようにする。その際、道徳や総合的な学習の時間などとの有機的な関連を図ったり、指導方法や教材を工夫したりすることが必要である。
- 自分に自信がもてず、人間関係に不安を感じていたり、好ましい人間関係を築けず社会性の育成が不十分であったりする状況が見られたりすることから、それらにかかわる力を実践を通して高めるための体験活動や生活を改善する話し合い活動、多様な異年齢の子どもたちからなる集団による活動を一層重視する。特に体験活動については、体験を通して感じたり、気付いたりしたことを振り返り、言葉でまとめたり、発表し合ったりする活動を重視する。

その上で中学校、高等学校各段階での改善の具体的事項について述べられているが、中・高で共通する点が多く、以下のように整理できる。

学級（ホームルーム）活動については、①学級や学校の生活づくり ②適応と成長及び健康安全 ③学業と進路 の三つの内容から構成することとする。その際、自らよりよい学校生活の実現に取り組む意欲の向上、集団や社会の一員としての守るべきルールやマナーの習得、望ましい勤労観・職業観の育成、将来への希望と自立といった人間としての生き方の自覚などにかかわる事項に重点を置く。特に中学校では、中1ギャップが指摘されるなど集団の適応にかかわる問題や思春期の心の問題の重要性に鑑み、よりよい人間関係を築くための社会的スキルを身に付けるための活動を効果的に取り入れる。高校では学校生活への適応や社会的自立の重要性に鑑み、ガイダンスの充実を図る。

生徒会活動については、中学校では「学校内外における異年齢の子どもたちからなる集団による健全な人間関係の広がり、よりよい学校生活を主体的に築こうとする自治的能力や責任感の育成を重視する」、高等学校では「よりよい学校生活を主体的に築こうとする自治的能力や責任感の育成を重視するとともに、さらに、地域の大人や社会とのかかわりを深める社会貢献活動を重視する」とされている。

学校行事については、中学校で「集団への所属感や連帯意識を深めつつ、学校や社会の中での様々な人とのかかわり、生きること働くことの尊さを実感する機会をもつことが重要である。また、本物の文化に触れ、文化の継承に寄与する視点をもつことが必要である。これらのことを踏まえ、職場体

験、奉仕体験、文化的な体験などの体験活動を重視する観点から、学校行事の内容について改善を図る。」とされ、高校ではこれに「社会的自立や社会貢献を念頭に置いた体験活動」が追加されている。

以上の内容を踏まえ、現在の特別活動に求められている内容は以下のようにまとめられよう。

- (1) 自尊感情や自己有用感など、肯定的自己認識・自己受容の育成
- (2) 人間関係形成力や自治能力といった、学校生活などの集団生活・社会生活に参加できる能力の育成
- (3) マナーやルール、職業観や勤労観などのキャリア教育の課題への対応

また道徳的実践の指導の充実が指摘されているが、道徳との関連に関わっては、「特別の教科道徳」を規定した、小学校・中学校学習指導要領〔〔2015（平成27）年3月一部改訂〕で「児童（生徒）の発達の段階や特性等を考慮し、指導のねらいに即して、問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習等を適切に取り入れるなど、指導方法を工夫すること。その際、それらの活動を通じて学んだ内容の意義などについて考えることができるようにすること。また、特別活動等における多様な実践活動や体験活動も道徳科の授業に生かすようにすること。』とされており、特別活動での実践活動や体験活動を道徳に一層生かすことが求められている。

2. 授業の概要とねらい

「特別活動の研究」（2単位）は教職課程の「教職に関する科目」の一つであり。1年生から4年生まで履修可能である。²⁾必修科目ではあるが、教育実習実施のための要件科目ではないため、4年生で履修する学生もいる。

シラバスの「授業概要」「到達目標及びテーマ」は以下の通りである。

[授業概要]

学習指導要領では、特別活動は「学級・ホームルーム活動」「生徒会活動」「クラブ活動」（小学校）「学校行事」から成っており、「道徳」と並んで「教科外の領域」の中核をなしています。特別活動では児童・生徒と教師（集団）の協同により、子どもの全面的な発達が目指されています。授業は、特別活動に相当する教育活動の歴史と実践を中心として、幅広い視野から特別活動を考えていきます。また後半には、模擬授業を予定しています。

なお授業では、道徳教育・生徒指導・進路指導・教育相談・総合的な学習の時間との関係に留意します。

[授業到達目標及びテーマ]

テーマ：特別活動の意義と内容

到達目標：特別活動の意義を理解し、その実践の積み重ねに学び、自らが活動を計画・展開・評価できる実践力の素地を養う。

授業計画は以下のようなものである。（平成27年度前期 後期も同様。）

[授業計画]

- (1) オリエンテーション 「授業の概要・進め方について」「特別活動の意義」

[準備] シラバス・資料の確認 (30分)³⁾

- (2) 特別活動の位置づけと変遷

[準備] 学校教育法・同施行規則、学習指導要領での「特別活動」の規定を確認する。(30分)

- (3) 特別活動の原理
 [準備] 「胎芽社会」(J.デューイ)「コア・カリキュラム」(30分)
- (4) 学級活動の歴史(1 戦前)
 [準備] 「学級編成等ニ関スル規則」(1891年)「学級王国」(30分)
- (5) 学級活動の歴史(2 戦後)
 [準備] 「ホームルーム・ガイダンス」「山びこ学校」「学級集団づくり」(30分)
- (6) 生徒会活動の歴史
 [準備] 「生徒自治会」「高校生運動」(30分)
- (7) クラブ活動(小学校・中学校)の歴史
 [準備] 「クラブ活動」と「部活動」「スポーツ基本法」(30分)
- (8) 学校行事の歴史(1 戦前)
 [準備] 「小学校祝日大祭日儀式規程」(1891年)(30分)
- (9) 学校行事の歴史(2 戦後)
 [準備] 「学習指導要領の変遷」(配付資料)(60分)
- (10) 儀式的行事をめぐって バーネット事件判決と国旗・国歌
 [準備] 「米国・バーネット事件判決(1943年)」(30分)
- (11) 学級活動・模擬授業の準備(1)
 [準備] 指導計画(30分)
- (12) 学級活動・模擬授業の準備(2)
 [準備] 指導計画(30分)
- (13) 学級活動・模擬授業の実施(1)
 [準備] 指導案(30分)
- (14) 学級活動・模擬授業の実施(2)
 [準備] 指導案(30分)
- (15) 特別活動の課題
 [準備] 「特別活動の意義と位置づけについて」の考えをまとめる。(60分)

15回の授業は大きく、前半三分の二(第1回～第10回)と後半三分の一(第11回～第14回)と「まとめ」に分かれている。

前半は特別活動の内容や目標についての講義、後半は学級・ホームルーム活動の「模擬授業」を実施する。

前半では、特別活動の各領域の意義と内容について確認を行う。高校までで体験していても、それがどのような意図による活動なのかについてはあまり自覚されていない。(そのこと自体が特別活動の意義とも言える。意識的に学ぶ教科とは異なり、活動自体から学ぶ場である。)各々の領域に目標があり、一定の教育目的を持って行われることを考えると同時に、それらが歴史の中で形成されてきたものであることにも注意を向けるようにする。

後半では、グループでの学級会(ホームルーム)の模擬授業を実施する。1年生も多いので難しい面はあるが、学生にとっては実際に教える体験をすることで、様々なことを知ることができる良い機

会となる。

なお2015年度前期の受講登録者数は51人（1年生7人、2年生26人、3年生16人、4年生1人、院生1人）であった。同じく後期は59人（1年生26人、2年生16人、3年生16人、4年生1人）である。

3. 授業の内容（1） 前半 特別活動の内容と課題

以下では前半の各回の内容を述べ、併せて学生の感想・意見を紹介する。⁴⁾

[第1回] オリエンテーション 「授業の概要・進め方について」「特別活動の意義」

全体のオリエンテーションと概要説明を行う。

オリエンテーションでは、事務的な注意に加えて、授業の進め方としてグループワークをほぼ毎回行うことを伝える。この科目だけでなく、他の科目でもグループワークを行っており、ランダムに4人のグループを事前に作り、座席表に従って座るようにする。⁵⁾ 教員を目指すかどうかにかかわらず、あまり知らない人たちと共通のテーマについて話し合うことができる能力は必要であること、とりわけ教員を目指す場合には、採用試験で「集団討論（面接）」が課せられることが多くなっていること、を伝える。

概要説明では、特別活動が教科外教育の一つであること、同じ教科外の領域である「道徳」や「総合的な学習の時間」とどう異なるのかについて考える。⁶⁾ これらは相互に関わり合いを持つが、同時にその違いを意識することで、それぞれの特質に応じた指導が可能になり、この科目で学ぶ内容がより明確になると考えるからである。授業では、「道徳」が「自分で学び考える」場であり、「総合的な学習の時間」が「探求活動によって主体的に学ぶ」場であるのに対して、「特別活動」は「①集団の中で ②実践を行うことで ③自己を活かす力を身につける」場である、と整理している。

[第2回] 特別活動の位置づけと変遷

ここでは教育課程の中の特別活動の位置づけを確認する。先に述べたように1年生も多いので、教育基本法・学校教育法の「目的」「目標」規定を確認するところから始めている。「教育」の目的・目標、「義務教育」の目的・目標、「小学校・中学校・高等学校」の「目的・目標」、について、どこに規定されているのかを確かめる。（ここでは内容について立ち入る余裕はない。）

次に学校教育の各領域については、学校教育法の規定を受けて学校教育法施行規則で定められていることに触れる。小学校・中学校・高等学校で領域が少しずつ異なることに気づき、特別活動はいずれの学校種でも最後に置かれていることを確認する。

これまでは筆者が説明をして、学生は穴埋め式のレジюмеに条文の数字を書き込むようにしていたが、本年度後期には、グループでスマートフォンを使って法令を検索して、自分たちで探すという試みを行った。およそ半数のグループで「正解」を見つけることができたが、授業でスマホを使うことへの否定的感想も出されたので、今後の課題としたい。

[第3回] 特別活動の原理

ここでは主にデューイを取り上げる。特別活動が実践による学習である点で、その源の一つにデュ

ーイの教育論があることは間違いない。もちろんデューイの影響はこれに止まるものではないが、今後の学習への橋渡しの意味も込めてデューイの考えに触れる。

資料としては、岩本俊郎・浪本勝年編『資料 特別活動を考える』（北樹出版 2005年）や寺崎昌男他編『教職課程新書 名著解題』（協同出版 2009年）に収められているデューイの文章（いずれも『学校と社会』からの抜粋）を使っている。ただ本年度後期には、Linda Pound, Cathy Hughes *How Children Learn 1* (Step Forward Publishing Ltd 英国 2006年)を使用した。この本は就学前教育に携わる教員養成のテキストであり、教育思想上の重要人物についてコンパクトにまとめられている。

デューイの部分を前の回で配っておき、次の授業内でグループで内容を確認してもらおうと伝えておいたが、提出されたワークシートからは、多くのグループではほぼ意味は理解できていたと判断できた。

資料からデューイが、教育は子どもの生活の中から始まる、子どもが活動のできるカリキュラム開発が必要である、子ども期が大人への準備期ではなくそれ自体として価値のある時間である、そして教師は常に反省的でなければならない、などと考えたことが確認できた。これは学校教育全体に関わるものであるが、特別活動の原理を考える上でも重要な指摘である。

この回の出席カードには英語のテキストを使うことへの感想が多く寄せられた。「英語が苦手なので苦労した」「英語を久しぶりに読んだ」というものが多かった反面、「グループで分担して読むことができた」「英語は大切だと思った」という前向きなものもあった。中には「(グループの中に)初めから諦めてしまい、参加しない人がいた」というコメントもあり、改めて課題設定とグループワークの進め方についての指導の難しさを感じた。⁷⁾

[第4回] 学級活動の歴史(1 戦前)

この回から特別活動の個別の内容に入る。

学級活動については、先ず「学級」自体の成立について触れる。資料として、柳治男『〈学級〉の歴史学 自明視された空間を疑う』（講談社 2005年）の第五章「日本の学校はいかに機能したか」の一部を使っている。同時にそこでも言及されている文部省訓令「学級編成ニ関スル規則」（1891〔明治24〕年）の本文も併せて用意する。

内容としては、明治初期の小学校では「等級制」が採用されていたが、その後の教育理念の変化に伴って「学級制」となったというものである。つまり学制期の競争原理・知育重視から、教育勅語以降の臣民教育・徳育重視への流れの中で「学級制」が作られたということである。

授業ではこれらの資料をグループで読み合い、「等級制とは何か」「学級制の背後にある教育思想は何か」「『学級編成ニ関スル規則』で定められている学級の定数は何人か」などを確認する。

ここでは「学級」という学校の制度が決して自明のものではなく、歴史的に作られてきたものであることに気づくことをねらいとしている。⁸⁾ また学級の規模も現在とは全く違っていたことにも知ること、学級の「適正規模」についても考えるきっかけとしたい。

同時に、学校での儀式のあり方を定めた「小学校祝日大祭日儀式規程」や「御影並 勅語謄本奉置方」（学校へ下付された天皇・皇后の御真影〔写真〕と教育勅語謄本とを校内の一定の場所に奉置することを定めた訓令）も同じ1891（明治24）年に制定されていることにも触れ、「学校行事」の回への伏線とする。

学生からの感想でも「等級制というものがあるとは知りませんでした」「昔の学級は本当に人数が多いことが分かりました」というものが出される。

次に大正新教育運動期の学級活動の教育実践を取り上げる。扱うのは、

- ① 清水甚吾（1884年～1960年） 奈良女子高等師範学校附属小学校訓導
- ② 池田小菊（1892年～1967年） 奈良女子高等師範学校附属小学校訓導
- ③ 野村芳兵衛（1896年～1986年） 池袋児童の村小学校訓導

である。

清水は「学級とは「小さな立憲国家」（学級王国）」であるとし、子どもの自治組織を作り、自治活動を展開した。具体的には（1）整理整頓の受持（2）学級当番（3）自治会部署（4）学級自治会などである。

学級を国家のアナロジーで捉えた清水に対して、池田は学級を「大きな家庭」と見なし、子どもらしい自然で親密な生活を作り出していった。そして、家事を分担するように週番や「学習のための組」を置いた。

野村は「学級とは『お父さん、お母さんとしての教師を中心とした家庭』」であるとして、「協働自治」による「共同体社会」の構築を目指す実践を行った。（この実践が生活綴方運動や生活指導へ継承される。これは教職科目「生徒指導・進路指導の研究」で扱う内容と結びつく。）

以上のように学級のイメージを異にしながらも、現在の学級活動の元になる実践が展開されていたことを紹介する。（この部分は、抜粋して学生が読める資料を用意することが難しく、どうしても一方的な講義となってしまう。）

[第5回] 学級活動の歴史（2 戦後）

戦後については、以前は「山びこ学校」や全国生活指導研究協議会の「学級集団づくり」を取り上げていたのであるが、これは生徒指導の内容と重なり、また学生にとっても「昔話」であまり関心を引かなかった。そこで昨年度からは主に二種類の資料を用意している。

一つは国立教育政策研究所『生徒指導リーフ 6 特別活動と生徒指導』⁹⁾である。

ここでは「特別活動の指導において重視したい指導・支援」として、

- ① 児童生徒に「自己存在感」を与える
- ② 教師と児童生徒の信頼関係及び児童生徒相互の「共感的な人間関係」を育てる
- ③ 「自己決定」の場や機会をより多く用意し、児童生徒が自己実現の喜びを味わうことができるようにする

という三点が示されている。

また具体的な取り組みとして、上の①～③に対応する形で

- ① 一人一人が学級・ホームルームのよりよい生活づくりに貢献できるよう、係活動その他の活動の中で、自分のよさや得意なことを生かして活動できる取組
- ② お互いのよさを認め合い相互の信頼を高め合えるようにする取組
- ③ よりよい生活や学習の在り方について情報交換をし合い、自分に合った具体的な実践課題を決

め、改善が図られるようにする取組が挙げられている。授業では、これらを確認した上で、具体的な取り組みとしてどのようなものが考えられるのかをグループで意見交換をする。

もう一つは「学級制度解体論」である。これは社会学者の内藤朝雄がかねてから主張しているものである。社会的に話題になったのは、内藤朝雄「法の介入、学級制度廃止でいじめの蔓延を食い止める」（『中央公論』 2012年10月）をきっかけにしてである。当初はこの文章を資料として使っていたが、やや長く難解な言葉もあるので、昨年度からは、「『いじめ学』」内藤朝雄氏に聞く、問題の深層と対策」（Web版 原宿新聞 <http://www.harajukushinbun.jp/headline/408/> 2006年11月14日）という対談を使っている。「学級制度」自体がいじめの原因であるとして、その廃止を主張するものであり、授業ではグループでこれについての意見をまとめて発表する。「非現実的」「学級には意味がある」という意見が多数を占めるが、前回の「等級制から学級制」と相俟って、学級が絶対ではないということを考える機会になればと考えている。¹⁰⁾

今年度前期は、以上に加えて「学級活動の計画」を行った。「校内音楽会の合唱曲を決めよう」というテーマで「中学2年生の学級会です。／この時間で曲を決めます。／生徒は事前に自分の希望する曲を考えています。／毎年6月にある学校行事です。」という設定で学級活動を考えた。（実際には行わなかったが、後半の模擬授業の練習の位置づけであった。）

〔第6回〕 生徒会活動の歴史

学級・ホームルーム活動に続いて生徒会活動である。当初は先に触れた『資料 特別活動を考える』の生徒会活動に関する資料を取り上げていたが、これは1960年代の京都の高校についてのものであり、学生には遠いものようであった。そこで今では、学生自身の中学・高校での体験を振り返ることを一つの柱としている。少数ながら生徒会役員を務めた学生もいるので、その体験を今の時点で思い起こし、意義について意見交換をする。

また新聞記事で関係するものがあれば、適宜紹介をする。昨年度には「女子の生徒会長」についてのコラムを取り上げて、共学校の場合、今でも「会長は男子、副会長は女子」という「伝統」が残っている学校もある点について話し合った。

もう一つこの回で取り上げているのが「三者協議会」である。これは「教職員・生徒会・保護者会」の三者が対等な立場で話し合う場である。先進的な取り組みとしては長野県辰野高等学校が知られているが、昨年秋に、大東学園高等学校（東京）で公開の三者協議会が開かれ、筆者も見学したのでその時の資料を使って説明話をしている。筆者が見学した時には、制服や体操着の改善、自動販売機の設置などについての生徒からの要求が議論されていた。生徒が学校の構成員として責任のある発言をするために、事前アンケートなどを行って、十分に根拠のある要求をしていたのが非常に印象的であった。

今年度後期については、原稿執筆時ではここまで進んでいないが、「18歳選挙権」に関して文部科学省が出した通知「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について」（2015年10月29日）と、それに先だって文部科学省と総務省がまとめた『私たちが拓く日本の未来』については、取り上げる必要があると考える。

[第7回] クラブ活動（小学校・中学校）の歴史

タイトルは「クラブ活動」であるが、むしろ中学校・高校の部活動が中心である。第1回や第2回でも触れるが、中高の「部活」が特別活動ではないと説明をすると、多くの学生は（当然のことながら）意外だと感じる。授業では、部活動は「教員のボランティア」であり、日本の教員の勤務時間が長くなっている一つの原因であるが、¹¹教育的な意義は非常に大きい（同時に課題も多い）ということに触れる。（かつては「必修クラブ」が中高にもあったことにも触れる。）

ここでも学生自身の体験の振り返りを行う。生徒会活動とは違い、部活動には殆どの学生が何らかの形で参加しているので、いろいろな体験談が出される。

その上で、部活動での事故の問題、教員負担の軽減のための外部委託化の試みについて触れる。また運動部については、学校教育とスポーツ行政の双方に関わる課題であることも指摘する。今後は「チーム学校」という流れの中で取り上げることになると思われる。

[第8回] 学校行事の歴史（1 戦前）

最後に学校行事である。学校行事には運動会・体育祭、文化祭、遠足・林間（臨海）学校・修学旅行など多様なものがある。授業では明治以来の学校行事の流れを説明した上で、主に儀式を取り上げている。それは儀式が国の教育意図を伝えるための一つのチャンネルであり、そのあり方が学校教育全体の質を映し出していると考えられるからである。

戦前については、学級制度の回（第4回）で予告していた「小学校祝日大祭日儀式規程」（1891〔明治24〕年）と「御影並 勅語謄本奉置方」（同年）に触れ、儀式で「教育勅語と御真影」が中心に位置づけられることによって、天皇制国家主義を教え込む場となったことを説明する。（昭和期になると「奉安殿」が作られ、登下校時に敬礼することが求められたことにも触れる。）教育勅語は修身の基盤であったが、子どもたちは授業の中だけではなく、学校生活全体でその精神が注入されていたのである。

同時に「学校唱歌」が編纂され、儀式毎（元日、紀元節、天長節など）での歌があったことを、YouTubeの動画サイトを利用して紹介する。¹²

[第9回] 学校行事の歴史（2 戦後）

戦後については、これまでの復習を兼ねて、特別活動全体の戦後の変遷を確認する。特に戦後直後の「学習指導要領（試案）」の内容を振り返る。

戦後の特別活動は学習指導要領一般編（試案）（1947〔昭和22〕年）で規定された「自由研究」（小学校・中学校）に始まるが、1951〔昭和26〕年の改訂で、小学校では「教科外活動の時間」、中学校では「特別教育活動」となる。自由研究は教科の延長・発展という性格が強かったが、51年の改訂では次のように述べられている。

「特別な教科の学習と関係なく、現に学校が実施しており、また実施すべきであると思われる教育活動としては、児童全体の集会、児童の種々な委員会・遠足・学芸会・展覧会・音楽会・自由な読書・いろいろなクラブ活動等がある。これらは教育的に価値があり、こどもの社会的、情緒的、知的、身体的発達に寄与するものであるから、教育課程のう

ちに正当な位置をもつべきである。実際、教科の学習だけではじゅうぶん達せられない教育目標が、これらの活動によって満足に到達されるのである。

このように考えてくると、自由研究というよりも、むしろ教科以外の教育的に有効な活動として、これらの活動を包括するほうが適当である。そこで自由研究という名まえのもとに実施していた、いくつかの活動と、さらに広く学校の指導のもとに行われる諸活動を合わせて、教科以外の活動の時間を設けたのである。」（小学校学習指導要領一般編（試案）改訂版）

「ここに特別教育活動というのは、正課の外にあって、正課の次にくるもの、あるいは、正課に対する景品のようなものと考えてはならない。さきにも述べたように、教育の一般目標の完全な実現は、教科の学習だけでは足りないものであってそれ以外に重要な活動がいくつもある。教科の活動ではないが、一般目標の到達に寄与するこれらの活動をさして特別教育活動と呼ぶのである。したがって、これは単なる課外ではなくて、教科を中心として組織された学習活動でないいっさいの正規の学校活動なのである。

教科の学習においても、『なすことによって学ぶ』という原則は、きわめて重要であり、実際にそれが行われねばならないが、特に特別教育活動はこの原則を強く貫くものである。特別教育活動は、生徒たち自身の手で計画され、組織され、実行され、かつ評価されねばならない。もちろん、教師の指導も大いに必要ではあるが、それはいつも最小限度にとどめるべきである。このような種類の活動によって、生徒はみずから民主的生活の方法を学ぶことができ、公民としての資質を高めることができるのである。」（中学校学習指導要領一般編（試案）改訂版）

中学校指導要領で述べられている「なすことによって学ぶ」はデューイの言葉として有名であり、改めてデューイの思想を確認しながら、特別活動の意義を考える。

[第10回] 儀式的行事をめぐって バーネット事件判決と国旗・国歌

前半の最終回は、入学式や卒業式での「国旗・国歌」問題を取り上げる。これについては最高裁判所の判決も既に出されており、既に決着済みと言えるかもしれない。しかし、特別活動や儀式に止まらず、学校教育の課題であることは間違いないと考えており、問題提起の意味で取り上げている。

授業ではいくつかの裁判例に触れ、原告（教職員）と被告（教育委員会）の主張、地方裁判所から最高裁判所までの主な判決を紹介する。説明は極力客観的であるように留意している。この回はあえてグループでの意見交換は行わない。学生が自分自身で考えて欲しいと思っているためである。また「バーネット事件判決」にも触れるが、「昔の米国の話」として、学生にはあまりぴんとこないようである。

授業後での意見としては、圧倒的に「教師として、あるいは公務員として国歌を歌うのは当然である」というものが多いが、少数ながら「思想信条の自由」の大切さを考えるものもある。判断は各々であるが、このような問題があるという事実だけは知っておくべきだと思い、取り上げている。

4. 授業の内容（2） 後半 模擬授業

[第11回～第14回]

後半では、学級活動の模擬授業を行う。シラバス上は第11回～第14回であるが、受講人数によっては、第10回までを圧縮して、時数を増やすこともある。

グループはできるだけ同じ学科（あるいは同じ教科）でまとまるように、こちらで原案を作り、希

望によって調整を行う。学年の方は多様にする。先に述べたように1年生や2年生もいるため、「学習指導案」について何も知らないと思われる学生も多い。（ただ3年生がいるグループが多いので、下級生に教えることができる。学年を越えた協力もこの模擬授業の一つのねらいである。）資料として学習指導案の書式と見本を示し、学級活動のねらいと内容、そして「教師の指示・発問」「生徒の活動」「留意事項」をまとめるように指示をする。準備はすべて授業時間内で行うので、この説明を含めて2回分を準備にかける。

模擬授業とは言っても学級（ホームルーム）活動であるので、一定の事項を説明するのではなく、生徒自身が考え話し合うことを促すことが求められる。テーマ設定については、中学校・高等学校学習指導要領の「特別活動・学級（ホームルーム）活動」の部分を配布し、そこに指定されている項目のどれを行うのかを指導案に明記するように伝える。同時にこれまでの受講生が行った模擬授業のテーマを紹介する。その一部を以下に掲げる。（昨年度前・後期と今年度前期 順不同）

- ・ 宿泊学習の役割分担など
- ・ 携帯電話やインターネット理解、言語コミュニケーションのゲーム
- ・ 10年後のクラスメイトへの手紙
- ・ 個性の理解、望ましい人間関係
- ・ 主体的な進路選択と将来設計
- ・ 自己と他者の個性の理解と尊重
- ・ 朝ご飯を食べよう
- ・ 将来の夢、夏の補習に向けて
- ・ 女性の品格 ―NGワードを考えよう―
- ・ 食生活を見直そう
- ・ ゲームで楽しくクラスメイトを知ろう
- ・ 自己及び他者の個性の理解と尊重
- ・ 10年後の自分を想像しよう
- ・ 異文化理解（私たちから見た世界、世界から見た私たち
- ・ 思春期の不安や悩みとその解決
- ・ 幸せについて
- ・ 仕事における男女の固定観念を変えよう
- ・ ボランティア（被災地など）で私たちにできること
- ・ 郷土料理を通して日本を知ろう ～地産地消～
- ・ 正しい敬語の使い方
- ・ 望ましい人間関係の確立
- ・ 外食について
- ・ 食べ物の旬について
- ・ 錯覚について
- ・ クラスメイトを知ろう
- ・ 生活様式の時代と現代の比較
- ・ 学校給食と食育

- ・ コミュニケーションの比較
- ・ はじめましてのみんなと仲良くなろう
- ・ 読書の意義

模擬授業の実施順は抽選で決める。時間は一グループ 20 分程度としている。各々の模擬授業についてのコメントを書ける用紙を配り、終了後を書いて、最後に当該グループに渡すようにする。（これについては、こちらでは確認をしない。）

学生の振り返りや筆者の観察から、模擬授業実施について考えると以下のようなことが言える

- ① 何よりも教壇に立って話をするという体験をすることは大切である。人前で話した経験のない学生もおり、教職（社会人）への第一歩になる。
- ② 内容については、所属学科などの特性に応じて個性豊かなものが考えられている。グループで話し合ってみようという意図があると言える。
- ③ 模擬授業自体については、「授業」ではなく「発表・プレゼン」になってしまう場合が多い。これが最も難しい点である。人数が多いためやりづらさはあるが、一方的な発表になったり、「話し合ってみましょう」と言っても何について話し合えばよいかははっきりしないケースが多い。また自分たちが考えたテーマをいきなり出してしまい、生徒役の学生がついていけないこともよくある。
- ④ ③のことを含め、各グループの良い所、改善できる場所は、お互いに授業者・生徒の役をする中で気づくものである。模擬授業の目的は、課題を見つけることであるのでその点では大きな意味があると考えられる。何よりも学生自身が「することによって学ぶ」のである。

5. おわりに 改めて特別活動の意義とは

公教育としての学校教育では、知的な力を高めるとともに、社会性や自己存在感・自己有用感を育てて行くことも重要である。¹³⁾「集団でなすことによって学ぶ」特別活動は、そのような資質を育む場である。そしてデューイが考えたように、子ども期が人生そのものであるとすれば、学校生活を過ごす中での実際の問題を解決していくことが、大切な経験となる。

冒頭で特別活動は「先生が教えない時間」であるとする記事に触れたが、生徒が自ら動くことのできる場を作るということは、直接的に教える以上の準備と配慮が必要である。かつて海後宗臣は教育を「陶冶・教化・形成」に分け、「教化」を「教育者の意図したところに学習者が触れる」作用としたが、¹⁴⁾特別活動はそのような作用の一つであると言える。教師は、課題や活動内容の設定、活動への動機付け、協働できる人間関係の構築、安全面への配慮、そして適切な評価などを行うことが求められる。

翻って考えれば、このような作業は教科教育でも求められているのではないか。現在の教育界での「流行語」である「アクティブ・ラーニング」にしても、あるいは「facilitator としての教師」にしても、同様のことが言われているのである。生徒の主体的な学びを促すことが教師の役割である。その意味では、特別活動の原理（「①集団の中で ②実践を行うことで ③自己を活かす力を身につける」）は教科指導を含めた学校教育全般についても重要な原理と言えるのではないだろうか。

-
- 1) 筆者は本科目を 2012 年から担当しており、2015 年度で 4 年目となる。総合教育センター教職課程で開講している教職科目は、中高教諭と栄養教諭の免許取得のためのものである。
 - 2) 来年度からは 2 年生以上が履修可能とする。
 - 3) 今年度からシラバスに「準備」（予習）にかかる時間を記入することとなった。
 - 4) 毎回「出席カード兼リアクションペーパー」という A 5 用紙を配布し、最後に提出してもらう。人数が多いので授業の冒頭で点呼をする代わりに、このカードの提出で確認をする。少なくとも名前だけ書いて出すように指示しているが、殆どの学生は何か感想・意見・質問を書いている。質問については次回に答えるようにしている。
 - 5) 教育原理については拙稿「学生参加型授業への挑戦 『教育原理』での試みと課題」（青山学院大学教職課程指導室『青山学院大学 教職研究』 第 1 号 2015 年）を参照されたい。
 - 6) 「道徳」は「特別の教科」となったが、学生が体験した時点では「領域」であるので、このように扱う。今後「各教科」「特別の教科 道徳」「総合的な学習の時間」と「特別活動」との関わりをどう捉えるのかは課題となる。
 - 7) このテキストを使ったのは、内容的に適切だと考えたからであって、特に英語を読ませたいということではなかった。日本語で適当なものなかったためである。道具として外国語を使えるようになって欲しいというのが筆者の願いであるが、難しい課題である。
 - 8) 筆者の意図としては、教育原理で「学制布告文（学事奨励ニ関スル被仰出書）」（1872 [明治 5] 年）や「教育勅語」（1890 [明治 23] 年）を取り上げるので、その授業に出ていた学生には、その時の内容と併せて考えて欲しいということがあるが、なかなかそこまではできない。
 - 9) <http://www.nier.go.jp/shido/leaf/leaf06.pdf>（2015 年 8 月 10 日参照）『生徒指導リーフ』は生徒指導に関する問題をピンポイントで解説する冊子で 2012 年 2 月から 2015 年 11 月までで 18 号と増刊号 2 号が刊行されている。授業では、Upshowa の「授業プロファイル」に URL を掲げ、学生自身がダウンロードするようにしている。
 - 10) この内藤の議論に対しては、当然のことながら批判もある。例えば諏訪哲二『いじめ論の大罪』（中央公論新社 2013 年）など。授業内でも「内藤氏の考えには批判もあります」と伝えており、質問をしてきた学生には、この本を紹介している。
 - 11) 2013 年に実施された、OECD 国際教員指導環境調査（TALIS : Teaching and Learning International Survey）では、日本の中学校教員の勤務時間は非常に長く、その理由として「事務作業」と「課外活動（部活動）の指導」が指摘された。
 - 12) 学生は紀元節や天長節の唱歌は知らなくても、「一月一日」は殆どが知っている。歌詞の 2 番（初日のひかり さしいでて 四方（よも）に輝く 今朝のそら 君がみかげに比（たぐ）えつつ 仰ぎ見るこそ 尊（とお）とけ れ）がある（あった）ことに驚く学生もいる。
 - 13) 「自己有用感」については注 9) で触れた『生徒指導リーフ』の第 18 号「『自尊感情』？それとも、『自己有用感』？」（2015 年 2 月）を参照のこと。
 - 14) 『教育編成論』（国立書院 1948 年）